様式第４号（第６条関係）

福井市老朽危険空き家跡地の地域利用に関する協定書

申請者 （以下「甲」という。）、地縁団体等 （以下「乙」という。）（以下二者を総称して「協定者」という。）は、末尾物件目録記載の土地（以下「本件土地」という。）において、福井市老朽危険空き家等除却支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第２条第１２号に基づく事業（以下「本事業」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条 本協定は、協定者が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（管理協定の締結）

第２条 乙は、甲との間で別途、管理協定を締結することにより、本件土地の日常的な維持管理を行うものとする。

（有効期間）

第４条 本協定の有効期間は、　　　　　年　　月　 日から　　　　　 年３月３１日までとする。

２ 前項の規定に関わらず、期間満了３か月前までに協定者から、文書でもって終了の申出がない場合は、期間満了後から満１か年間更新されるものとし、以後同様とする。

（遵守事項）

第５条 協定者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 甲及び乙は、本要綱第８条第１項第１２号の規定により申請した跡地活用実施計画書に従って本事業を実施すること。

(2) 甲は、本協定の有効期間中に本件土地を第三者に売却又は譲渡しようとする場合は、当該第三者に本協定に定める甲の権利及び義務を継承させること。

(3) 乙は活動に関する各種保険に加入するなど、想定されるトラブルに対応できるように努めなければならない。なお、活動時のトラブルに関して甲は、責任を負わない。

（土地の返還と回復）

第６条 甲は、本協定の有効期間が満了し又はその他事由により本協定が解除されたときは、協定者が協議し決定した期日までに本件土地を更地に回復し甲に返還しなければならない。ただし、甲が更地に回復することを要しないと認めたときはこの限りではない。

（疑義の解釈等）

第７条 本協定に定めのない事項又は、本協定について疑義が生じたときは、協定者で誠意を持って協議し、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

　　　 　　年 　月　 日

甲（住 所）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　乙（住 所）

　　　（氏 名）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（氏 名）

（物件目録）

|  |  |
| --- | --- |
| 所 在 | 地番 |
| 福井市 |  |